**火葬場使用料の一部助成について（お知らせ）**

滝沢市役所市民環境部市民課

　滝沢市では、平成２４年１０月１日から、火葬場使用料に要した金額の一部を助成しております。

つきましては、下記の事項をご確認の上、該当する場合は給付金の申請手続をお願いいたします。

**〇対象**

　死亡したときに滝沢市の住民であった人が火葬に付され、かつ火葬場使用料が３万円を超えた場合

※生活保護法に規定する葬祭扶助を受けた場合を除きます。

**〇補助金の額**

　一体の火葬につき火葬場使用料が３万円を超えた場合に、２万円を上限として給付します。

　（ 例 ）　〔火葬場使用料〕　　　　　　　　　　　　　〔給付金の額〕

50，000円　 　－　 　30，000円　　⇒　　20，000円

　　　　　　　43，200円　　 －　 　30，000円　　⇒　　13，000円（千円未満切り捨て）

**〇申請者**

　火葬許可を受けた人（給付金の受領者が火葬許可を受けた人と異なる場合は、委任欄もご記入ください。）

**〇申請場所**

　滝沢市役所本庁舎　１階　市民課（※東部出張所では受付できません。）

**〇申請に必要なもの**

|  |  |
| --- | --- |
| 必要書類等 | 注意事項 |
| 1. 滝沢市火葬場使用料給付金支給申請書兼請求書 |  |
| 1. 火葬許可証の写し   (火葬場管理者の印、火葬執行日時の記載のあるもの。) | 死亡届を提出した際に発行され、火葬後葬儀者等から返却された火葬許可証のことです。 |
| 1. 火葬場使用料の領収書（原本）   (市町村によっては領収書の再発行ができない場合があります。) | 領収書はコピーを取って返却します。 |
| 1. 印鑑 | 印鑑は認め印で構いません。 |
| 1. 振込先口座の通帳 |  |

※申請書兼請求書の年月日は、実際に窓口へ提出する年月日となりますので、ご注意ください。

※給付金は後日、ご指定の口座にお振り込みいたします。

※給付金の申請は、火葬後速やかにお手続ください。

お問い合わせ先

　滝沢市役所市民環境部市民課　　直通：019-656-6512　　代表：019-684-2111（内線3175）